

## 米国原子力潜水艦のホワイト・ビーチ寄港に反対する意見書

去る3月10日午前10時51分頃、米国原子力潜水艦ロサンゼルス級ツーソンが休養、補給、維持目的のためホワイト・ビーチに入港し、2日間と3時間余の長時間にわたり停泊した後、12日午後1時57分頃に出港した。ツーソンは1月の寄港時も2日間に及ぶ長い停泊であった。既に原潜の寄港は、今年になって10回目となっており、立て続けに寄港している状況にある。

原潜の寄港に関しては、平成19年から寄港頻度が増してきた中、平成20年には過去最高の41回を記録し、寄港回数の増加が常態化している。

本市議会においては、これまで日米両政府に対し、ホワイト・ビーチへの原潜寄港が近年、特に増加している状況は異常であるとして、その詳細な説明と原潜寄港に反対すること等を強く求めてきたが、寄港増の要因については「米軍の運用上の理由」として説明がないままである。

東日本大震災から一年が経過した今日でも、原子力発電所の放射能事故の影響がある中で、原潜の寄港に対する市民や県民の不安は日々増大している状況にあり、日米両国政府の責任は極めて重大である。

「非核平和都市」を宣言したうるま市議会としても、引き続き国是である非核三原則を踏まえ、日米合同委員会において米国原子力軍艦の寄港に反対する旨の議題を取り上げ、日米地位協定第27条を適用して、今後いかなる理由があるにせよ、すべての原子力軍艦を寄港させないよう確実に改定することを強く求めるものである。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産と生活環境を守る立場からホワイト・ビーチへの度重なる原潜の寄港に対し、厳重に抗議するとともに下記事項について強く要請する。

### 記

1. ホワイト・ビーチへ米国原子力軍艦を寄港させないこと。
2. 米国原子力潜水艦の寄港については明確な説明責任を果たすこと。
3. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長  
沖縄県知事 沖縄県議会議長